

平成30年12月26日

兵庫県地域人権運動連合
議長 前田 泰義 様
丹有地域人権運動連合会
会長 西本 嘉宏 様
支部長 [REDACTED] 様

三田市長 森 哲 男



憲法の原則通りの市民施策の充実と「同和行政」の完全終結を求める要求書について（回答）

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年11月6日付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- (1)「非核平和都市宣言」だけでなく、戦争は人権破壊の最たるものであるという認識のもと、違憲立法である「安保法制」(戦争法)の廃止と戦争放棄を謳った憲法9条の遵守を国に表明・要請すること。(人権推進課)

国際社会における国家としての存立にかかわる防衛、外交につきましては、国権の最高機関であり、全国民の代表者で構成される国会におきまして、十分に審議されるものである問題と考えております。

- (2) 憲法を守り、市民の人権を保障する市政の推進にあたられること。

特に、市民の生命を守る大切な三田市民病院を公立の総合病院として存続させ、さらなる充実に努めること。「三田市民病院改革プラン」だけでなく、病院利用者とともに広く市民の意見を聞く機会を設けること。(人権推進課・市民病院改革プラン推進課)

三田市では、第4次総合計画において、「人権尊重のまちづくり」を掲げ、お互いが人権を尊重し、人と人がつながり、支え合うまちを目指し、市政の推進にあたっております。

三田市としましては、平成29年3月末に策定をいたしました「三田市民病院改革プラン」に則り、病院改革に向けた様々な検討を行うなかで、急性期医療の拠点病院づくりに向けた取り組みを進めております。

また、市民参加に関する手続きにつきましては、今後、審議会の答申などを踏まえ、三田市としまして市民病院に関する重要な方針決定などの段階におきまして、市民の皆さまに対するご説明やご意見を頂く場を設けたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(3) 昨年の要求書の回答で、「人権問題」とは「差別のない社会の実現」とされているが、憲法の人権規定を歪められている。改めて「人権問題とは何か」を明らかにするとともに、「部落問題の解決された状態とはどのような状態か」に照らして、三田市における「部落問題の現状と到達点」と解決の道筋を市民に明らかにすること。

また、「障がい者監禁事件」の三田市の取り組みの反省と課題を明らかにすること。(人権推進課・障害福祉課)

人権問題とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利。あるいは人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」が守られていない状態が社会に存在することです。法務省では、17の人権課題を掲げていますが、三田市では「人権施策基本方針」におきまして、8分野の人権課題(同和問題、女性、外国人、障害のある人、高齢者、子ども)に対する施策の推進を進めてきています。また、最近では「性的マイノリティ」「犯罪被害者」の人権課題についても取り組みを進めてきています。

部落差別の問題につきましては、解決に向かって確実に前進しているものの、転居の際の被差別部落問い合わせ事案や、インターネット掲示板への差別書き込みが発生しています。住所地や出身地を理由に日常生活の中で様々な誹謗中傷や差別をされることがなくなれば、部落差別問題は解決した状態であると考えます。「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、地域の実情に応じた施策を講ずるように努めてまいります。

本年1月に把握した三田市内の障害者虐待事案につきましては、障害者虐待に係る対応検証委員会を設置し、9月20日に検証報告書が手交されました。検証報告内容をベースとして、様々な施策検討を行っているところです。

障害者虐待に係る対応検証委員会では、大きく次の2点が指摘されました。

①本人中心の支援対応となっておらず、家族の視点で支援対応したことが、結果として本人の保護の遅れにつながった。

②支援の価値観が古いままであり、家族は状況の変化等の情報から孤立し、また行政は本人中心の理念の変化に追いついていなかった。

今後、三田市としましては、本人中心の支援を行うことで、本人の権利をより一層尊重することと、障害のある人の状況を把握しながら、本人の意向を踏まえた支援を行うことを徹底して行い、障害のある人の人権を尊重した支援をこれまで以上に行ってまいります。

また、10月には「障害者共生協議会」を立ち上げ、年度内を目度に地域の目線でどのようなことができるかを検討し、できることから実施してまいります。

(4) 昨年の要求書の回答で、『同和地区』『同和地区住民』と呼ぶ地域は市内にはありません。」とされましたが、市民への広報等の実態を明らかにすること。(人権推進課)

三田市では、以前から「同和地区」と呼ぶ地域や、「同和地区住民」と呼ぶ住民はありませんので、広報等行うことは考えておりません。

(5) (4)の回答と矛盾する「同和地域」の線引きを残し部落問題解決に逆行する、市単独費用で実施されている社会事業である「解放学級」を廃止すること。(人権推進課)

差別をする人たちが「線引き」をしている部落問題は、平成28年に施行されました「部落差別の解消の推進に関する法律」におきまして、「現在もなお部落差別は存在する」と規定されましたが、部落差別の現実に対し不安を抱えている人たちが現在もなお存在していると認識しております。

「解放学級」につきましては、部落差別の現実に対し不安を抱えている子どもたちに、自

分の地域に誇りを感じ、胸を張って堂々と生きることを学び、「差別に負けない力をつけるため」に取り組んでいるものであり、継続した取り組みが必要であると考えています。

(6) 「部落差別の解消の推進に関する法律」(2016年12月16日施行)については、丹有人権連が別途「申し入れ」をしており、それについて協議の場を設定すること。

三田市の市民啓発では、法律と一体の「附帯決議」について講演や広報でなされていない。三田市の「附帯決議」についての見解を明らかにし、「附帯決議」を市民にどのように啓発されるのか明らかにすること。

同時に、昨年度の「人権相談」の実態と今年6月から実施されているモニタリングの実態を明らかにすること。(人権推進課)

丹有人権連の「申し入れ」につきましては、本要求書とあわせて回答及び懇談の場を設定させていただきます。

「部落差別の解消の推進に関する法律」の「附帯決議」につきましては、講演会や研修会等におきまして、兵庫県・兵庫県人権啓発協会が作成していますリーフレットを活用し、法とあわせた啓発をしております。また、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、部落差別の解消に関する施策を実施するにあたっては「附帯決議」に配慮し、進めてまいります。

平成29年度の「人権相談」の実績につきましては、人権擁護委員による相談件数14件です。(法務局所管事業のため内容は三田市で把握しておりません。)また、人権推進課に設置する「人権に関する総合相談」は115件です。その内訳は、人権に関する相談は64件(同和問題4件、女性の人権問題3件、子どもの人権問題2件、高齢者の人権問題1件、障がいのある人の人権問題4件、外国人の人権問題1件、職場関係問題2件、近隣関係問題9件、その他38件)、映像教材・講師など研修に関する相談が51件です。

「インターネット差別書き込みモニタリング事業」の実績(平成30年6月から10月末まで)につきましては、次の書き込みについて削除依頼をかけています。

①●●(差別用語)は死ね

②三田市は●●●(差別用語)村

③三田市●●(地名)あたりは部落民

④●●(地名)(部落)

⑤●●●(他市地名)といい三田といいほんと部落民はどうしようもねーな

また、平成29年度には次の書き込み情報の提供があり既に削除されています。

①兵庫県内の部落地名有り、三田市、●●、●●、●●(地名)

②同和地区の地名を書きます。この地区には住んではいけません。この地区の人と結婚してはいけません。同和地区出身者と付き合っではいけません。転居する際には、どんなに家賃が安くても特殊部落に住んではいけません。その日からあなたは●●(差別用語)として差別される生き物になります。

(7) 昨年度の回答で、「三田市人権を考える会」についてオンブズパーソンの調査結果をあげられているが、事実誤認があり(「業務の分担」と組織とは別問題)、民間組織にするため、事務局を三田市・人権推進課の職員が担当することをやめること。また、「市内31団体(組織)」「市の人権施策との連携」の実態を明らかにするとともに、「補助」でなく丸が抱えの「運営資金」提供を廃止すること。(人権推進課)

三田市オンブズパーソンの発意による「公私協働時代における職員の職務専念義務のあ

り方」についての調査結果（平成 28 年 3 月 16 日付）では、市民活動団体等と協働により成熟都市にふさわしいまちづくりを進めていくにあたり、三田市職員の関わり方について、法的手立てを整理し、公私協働のまちづくりの助力となることを目的として、三田市役所内に事務局を置き、三田市職員が事務局を担当している外部団体を対象にした調査が行われました。その結果、「三田市人権を考える会」につきましても、見直しの対象に該当しない旨の見解が示されたものであると認識しており、引き続き関わってまいります。

「三田市人権を考える会」は、当会の目的を達成するために、各種団体・機関及び協力者をもって組織され、毎年の総会において確認されています。（別紙「三田市人権を考える会組織図」参照）

また、「市の人権施策との連携」では、市が担うべき「人権教育・啓発」の分野におきまして、それぞれの人権課題の解決に向けての研究活動を中心に、10 の専門部会、19 の小学校区ごとの地域部会にて、各組織・各地域に根ざした取り組みを進めていただいております。

最後に、当該団体への運営補助金につきましては、補助金の適正化に向け見直しの検討を進めております。

お問い合わせ

経営管理部行政管理室総務課（TEL 559-5035）※

※回答させていただいた内容に質問等がございましたらお問い合わせにご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。